

石油コンビナート等災害防止法施行令の一部を改正する政令について

1. 概要

石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号。以下「法」という。）は、石油若しくは高圧ガス又は石油及び高圧ガスが大量に貯蔵され、又は取り扱われる区域を石油コンビナート等特別防災区域（以下「特別防災区域」という。）として指定し、特別防災区域に係る災害の発生及び拡大の防止等のための総合的な施策の推進を図っている。

特定事業者（石油・高圧ガス等を大量に貯蔵、取扱い又は処理を行う事業所を設置している者）は、直径 34 メートル以上の浮き屋根式屋外貯蔵タンクがある場合、当該特定事業所の自衛防災組織に、大容量泡放射システムを備えなければならないとされている（法第 16 条第 4 項並びに石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和 51 年政令第 129 号。以下「施行令」と言う。）第 13 条第 1 項及び第 3 項）。

そして、二つ以上の特別防災区域にわたる区域であって、政令で定める区域に所在する特定事業所に係る特定事業者は、特定事業所の自衛防災組織の業務のうち大容量泡放射システムに関するものを行わせるための広域的な共同防災組織（以下「広域共同防災組織」という。）を設置することができることとされており（法第 19 条の 2 第 1 項、施行令第 22 条）、その区域は施行令別表第 3 に掲げる地区の区域とされている。

総務省消防庁では石油コンビナート等防災体制の現況について毎年度調査（4 月 1 日時点）を行っており、今年度の調査の結果、施行令別表第 3 に掲げる区域のうち、第二地区中の八戸地区（青森県）、第九地区中の東播磨地区（兵庫県）及び姫路臨海地区（兵庫県）において、直径 34m 以上の浮き屋根式屋外貯蔵タンクを有する特定事業者が存在しなくなったことにより、当該地区について広域共同防災組織を設置することができる区域として規定する必要がなくなったことが明らかとなったことから、施行令において所要の改正を行う。

広域共同防災組織を設置することができる区域縮小

区分	区域	改正内容	改正理由
<u>第二地区</u>	むつ小河原地区、 <u>八戸地区</u> 、仙台地区、男鹿地区、秋田地区	<u>区域の縮小</u> （八戸地区の削除）	直径 34m 以上の浮き屋根式屋外貯蔵タンクの廃止
<u>第九地区</u>	<u>東播磨地区</u> 、 <u>姫路臨海地区</u> 、赤穂地区、水島臨海地区、阿南地区、番の州地区、波方地区、菊間地区、松山地区	<u>区域の縮小</u> （東播磨地区及び姫路臨海地区の削除）	直径 34m 以上の浮き屋根式屋外貯蔵タンクの廃止

2. 施行期日等

公布 令和元年 12 月 20 日（金）

施行 公布の日